

# 熊本県公報

第 1 1 6 2 6 号  
平成 19 年 11 月 21 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

規 則	
○熊本県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則	(畜産課) 1
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 3
○"	( " ) 3
○"	( " ) 4
○平成 19 年 12 月県議会定例会の招集	(財政課) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○"	( " ) 5
○"	( " ) 5
○道路の供用開始	( " ) 6
○木材業者及び製材業者の登録	(林業振興課) 6
公 告	
○細断型ローラベアラ調達にかかる一般競争入札の実施	(管理調達課) 7
○平成 19 年度砂利採取業務主任者試験合格者の決定	(産業支援課) 9
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画・技術管理課) 9
○地籍調査成果の認証	(農村整備課) 9
○県有地の売却	(管財課) 10
○"	( " ) 10
○建築許可に係る公開による意見の聴取	(建築課) 11
○"	( " ) 11
○平成 19 年度国民保護図上訓練運営支援及び評価業務委託に係る一般競争入札の実施	(危機管理・防災消防総室) 11
登 載 依 頼	
○熊本県本人確認情報保護審議会の開催	(市町村総室) 14

## 規 則

熊本県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 59 号

熊本県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県養ほう振興法施行細則（昭和 41 年熊本県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「規定による」を削り、「転飼場所付近の見取図」を「転飼場所の付近見取図」に、「貸与承諾書」を「土地使用承諾書」に改める。

第 5 条第 2 号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第 3 号中「規定によるみつばち転飼場所付近の見取図」を「付近見取図及び土地使用承諾書」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「規定による」を削り、「別記第 5 号様式」を「別記第 4 号様式」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「の規定による」を「に規定する」に、「別記第 6 号様式」を「別記第 5 号様式」に改め、同号を同条第 5 号とする。

別記第 1 号様式中「殿」を「様」に改める。  
別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式を次のように改める。  
別記第 2 号様式

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

県知事 様

現住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

通信連絡先（電話番号）

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養ほう振興法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

	転飼申請直 前の飼育場 所	転飼しようとす る場所（字、番 地まで記入）	左の土地所有 者住所氏名	転飼ほ う群数	主なみ つ源	転飼期間	飼養管理者 住所氏名
1						月 日から 月 日まで	
2						月 日から 月 日まで	
3						月 日から 月 日まで	
4						月 日から 月 日まで	

備考（1） 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

（2） 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。

（3） この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請様式として利用できます。

別記第 3 号様式

付近見取図及び土地使用承諾書

（付近見取図は、目標となる建物施設名、河川名、道路名、停留所名等を記入し、ほう場は赤印で明記してください。）

	土地使用承諾書	付近見取図
1	場所 面積（坪数又は㎡） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために 土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
2	場所 面積（坪数又は㎡） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために 土地を使用することを承諾します。 住所 氏名 印	
3	場所 面積（坪数又は㎡） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために 土地を使用することを承諾します。	

	住所 氏名	印	
	土地使用承諾書		付近見取図
4	場所 面積（坪数又は㎡） 期間（自） 月 日 （至） 月 日 上記のとおり、みつばち転飼のために 土地を使用することを承諾します。 住所 氏名	印	

備考 添付書類については、昨年と同一の場所に転飼する場合は、提出する必要はありません。ただし、同一の場所であっても、土地所有者が変更になった場合は提出してください。

別記第 4 号様式を削る。  
別記第 5 号様式を別記第 4 号様式とし、別記第 6 号様式を別記第 5 号様式とする。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**熊本県告示第 981 号**

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。  
平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
    - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 982 号**

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。  
平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 983 号**

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 指定の目的 落石の危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 984 号**

平成 19 年 12 月 3 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第 985 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	265 号	阿蘇市一の宮町大字坂梨字牧下	前	22.5 ～ 32.5	59.3	災害復旧工事
		同所 3366 番 2 地先から 3366 番 2 地先まで	後	60.5 ～ 93.5	59.3	
一般国道	389 号	苓北町年柄字下弥郎河内	前	7.0 ～ 12.0	145.0	旧道移管
		987 番 4 地先から		12.0 ～ 28.0	214.4	
		同町年柄字下黒瀬	後	12.0 ～ 28.0	214.4	
		992 番 2 地先まで		5.0 ～ 20.0	227.3	
		苓北町都呂々字古里	前	14.0 ～ 19.0	327.7	
		1274 番 1 地先から		14.0 ～	327.7	
同町都呂々字小川内	後	14.0 ～	327.7			

主要 地方 道	本渡牛深 線	1289 番 4 地先まで		19.0		災害防除 工事
		天草市久玉町字木綿号	前	7.1	62.0	
		2692 番 2 地先から		~		
		同所	後	8.3	62.0	
		2721 番 2 地先まで		7.1		
		天草市久玉町字黒岩	前	7.9	56.0	
		3910 番地先から		~		
		同所	後	10.5	56.0	
		3931 番地先まで		9.7		
		天草市久玉町字黒岩	前	16.8	147.0	
3938 番 4 地先から	~					
同所	後	31.9	147.0			
3870 番地先まで		6.6				
			~			
			15.1			

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 21 日

**熊本県告示第 986 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	荒尾南関 線	荒尾市下井手字助丸	前	6.0	272.7	交安 1 種
		498 番 2 地先から		~		
同市本井手字西ノ富	後	8.2	272.7			
1164 番 2 地先まで		~				
一般 国道	501 号	玉名市天水町小天	前	9.4	148.7	交安統合 補助
		897 番 12 地先から		~		
同所	後	10.4	148.7			
897 番 9 地先まで		~				
				49.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 21 日

**熊本県告示第 987 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	443 号	上益城郡甲佐町大字豊内字五反田 385 番 1 地先から 同町大字西寒野千歳丸 548 番地先まで	前	34.0	292.0	旧橋撤去
			後	15.0		
			前	~ 57.0		
			後	~ 43.0	292.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 21 日

熊本県告示第 988 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇市一の宮町荻の草字上荻の草 680 番 1 地先から 同所 729 番 3 地先まで	540.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 21 日

熊本県告示第 989 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者の登録)

登録年月日 登録番号(摘要)	住所及び氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名)	業態	主な取扱材
平成 19 年 10 月 5 日 A10433 (新規)	球磨郡相良村大字四浦西字六藤 568 吉本英明	木材売買	

(製材業者の登録)

登録年月日 登録番号(摘要)	住所及び氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名)	業態	主な取扱材
平成 19 年 10 月 5 日 B10141 (新規)	球磨郡相良村大字四浦西字六藤 568 吉本英明	自営製材	

## 公 告

## 熊本県公告第926号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年11月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
細断型ロールペーラ 1台
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成20年3月28日(金)

- (4) 納入場所  
熊本県農業研究センター 畜産研究所

## (5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続(入札書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準(以下「運用基準」という。)の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続(以下「紙入札方式」という。)によることができる。その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

## (6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「審査要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 6の(3)記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

- (5) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有すること。

- (6) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本農業研究センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581(ダイヤルイン)

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年11月21日(水)から平成19年12月5日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成21年9月30日(水)までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成21年7月1日(水)から平成21年7月31日(金)まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間  
平成19年11月21日(水)から平成19年12月12日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出書類  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2の(6)に係る書類(仕様適合証明書)  
ウ その他必要書類
- (4) 提出方法  
5に記載する場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧(交付)期間及び場所  
ア 閲覧(交付)期間  
平成19年11月21日(水)から平成19年12月12日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 閲覧(交付)方法  
電子入札システムホームページにて閲覧又は5に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所  
ア 電子入札システムによる入札  
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成19年12月18日(火)午後4時  
イ 紙入札方式による入札  
日 時 平成19年12月19日(水)午前10時00分から  
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)  
ウ 開札の日時及び場所  
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。  
イ 紙入札方式の場合  
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年12月18日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
ウ 記名押印を欠く入札



- エ 金額を訂正した入札  
 オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 カ くじ番号の記入のない入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札  
 ケ 二以上の意思表示を行った入札  
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金  
 免除する。
- (4) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格  
 設定しない。
- (7) 契約の締結  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。  
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 927 号**

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条の規定に基づく平成 19 年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号

1

**熊本県公告第 928 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営上第二地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営上第二地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水）計画書の写し

2 縦覧期間

平成 19 年 11 月 22 日から平成 19 年 12 月 20 日まで

3 縦覧場所

あさぎり町役場

**熊本県公告第 929 号**

八代市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとお

り公告する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 17 年度から 平成 19 年度まで	東陽町河俣の一部	地籍図・地籍簿	平成 19 年 11 月 13 日

### 熊本県公告第 930 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
阿蘇郡高森町大字高森字市下 1404 番 9  
宅地 975.53 平方メートル  
最低売却価格 5,310,000 円
- 2 入札期日 平成 20 年 1 月 16 日（水）午前 10 時 30 分
- 3 入札場所  
阿蘇市一の宮町宮地 2402 熊本県阿蘇総合庁舎 別館 1 階 中会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 20 年 1 月 11 日（金）午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成 20 年 1 月 29 日（火）午後 5 時  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 別途指定する。  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

### 熊本県公告第 931 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
菊池市野間口字中谷 488 番 13  
宅地 1,993.31 平方メートル  
最低売却価格 19,500,000 円

- 2 入札期日 平成 20 年 1 月 9 日（水） 午前 10 時 30 分
- 3 入札場所  
菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池総合庁舎 第 1 小会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ないもの
  - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 20 年 1 月 7 日（月） 午後 5 時まで  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
  - (1) 契約締結期限 平成 20 年 1 月 22 日（火）午後 5 時
  - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
  - (3) 契約締結場所 別途指定する。
  - (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
  - (5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

**熊本県公告第 932 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 1 項ただし書の許可に係る公聴会の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成 19 年 12 月 4 日（火）午後 2 時
- 2 開催場所 菊池市隈府 1272 番地 10 熊本県菊池地域振興局 2 階大会議室
- 3 聴取事項 菊池市亘 806 番地木村正剛の申請に係る菊池市亘字村上 257 番 2 外 2 筆において工場の倉庫等を増築することについて

**熊本県公告第 933 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 6 項ただし書の許可に係る公聴会の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成 19 年 12 月 6 日（木）午後 2 時
- 2 開催場所 山鹿市鹿校通二丁目 1-1-8 三友公民館
- 3 聴取事項 東京都港区南青山二丁目 1-1 本田技研工業株式会社の申請に係る山鹿市鹿校通三丁目 592-1 外 8 筆において自動車修理工場を新築することについて

**熊本県公告第 934 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
平成 19 年度熊本県国民保護図上訓練運営支援及び評価業務委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成 20 年 3 月 25 日まで
- (4) 入札方法
  - ア 入札金額は、平成 19 年度熊本県国民保護図上訓練運営支援及び評価業務委託に要する費用とする。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 平成 17 年 4 月 1 日以降、都道府県が実施する国民保護図上訓練又は防災図上訓練に関する訓練運営及び評価業務を受託し、適正に履行していること。
  - (2) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (5) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 の（2）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 11 月 21 日（水）から平成 19 年 11 月 28 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 11 月 21 日（水）から平成 19 年 12 月 3 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
  - (2) 申請書の配布及び提出先  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部危機管理・防災消防総室（県庁行政棟新館 10 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2112（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
 ア 交付期間  
 平成 19 年 11 月 21 日 (水) から平成 19 年 12 月 3 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
 イ 交付場所  
 5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 19 年 12 月 6 日 (木) 午後 1 時 30 分から  
 イ 場所  
 郵便番号 862-8570  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県庁入札室 (県庁行政棟本館地下 1 階)
- (4) 入札書の提出方法  
 6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
 エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
 ケ 2 以上の意思表示をした入札  
 コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 無
- (6) 契約書作成の要否  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。  
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

**登載依頼****熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号**

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成19年11月21日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時  
平成19年11月29日（木）午後1時から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18-1  
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題（予定）
  - (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
  - (2) 本人確認情報保護対策について
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10名
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
  - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題  
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先  
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村総室）  
（電話 096-333-2105）